

鳥取県の戸籍編製

— 明治初年の地方制度史の視点から —

伊藤 康

はじめに

明治初年の地方制度史において戸籍法の持つ意味は大きい。周知の通り、戸籍法は明治四（一八七二）年旧暦四月四日の太政官第一七〇号で布告された。その目的は、同法第一則に「戸籍旧習ノ錯雑アル所以ハ族属ヲ分ツテ之ヲ編製シ地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ遺漏ノ事アリ（…）」と示されたように、旧来の族属（身分）別の戸籍を改め、居住地に基づく統一的なシステムによる戸籍を編製することにあつた。戸籍法は、この事務遂行のために新たに区画Ⅱ「戸籍区」を定め（同法第三則）、戸籍吏として戸長、副戸長を配した（同法第二則）。これによつて新たに編製された全国統一戸籍がいわゆる壬申戸籍である。

鳥取県の場合、明治四年一月二五日に「戸籍改正ノ法」を布達したが、早いものでは翌五年一月改の戸籍が編製されている。布達から僅か二ヶ月足らずの間に調査を終えたということは、それを可能ならしめる先行戸籍が存在していたことを示している。それは、寛文年間以降編製されてきた宗門改帳と同じく藩政下で編製された「明治三年式戸籍」である。ここにいう「明治三年式戸籍」とは、首府京都の治安維持を主目的として制定された戸籍仕法を雛形とする戸籍を指している。

明治初年における戸籍編製に関する諸論考で、宗門人別改帳、戸籍仕法を雛形とする戸籍、壬申戸籍の三者の関係を論じたものは少なからず存在する。本稿は、これら諸論考の研究成果に依りながら、とりわけ明治初年の地方制度

史の視点から、鳥取県の壬申戸籍編製に至る過程を検討してみたい。それを通して、「戸籍区」が設置された意図、戸籍吏とされた戸長に期待された役割についての再評価を試みたい。あわせて、『鳥取県史』を始めとする県内各自治体史の記述のばらつきに対して、ひとつの方向性を提示したいと思う。

一 宗門改帳の編製

鳥取藩の宗門改は寛文年間開始された。『鳥取藩史』によると、「寛文四年幕府の達により、御目付中に二人改奉行を設け、特に之に当らしむる。其後御目付悉く之に關与し、寺社奉行之を統轄する事と成れり。」とされる。その目的については、『鳥取県史』近世文化産業篇が「（寺檀制度の端緒は）俗にキリシタン禁制の必要上からといわれている。しかし、実際の目的はそうではなく、（…）領民の人頭把握と支配の強化を実際の目的としながら宗門改制の整備がはかられ」たとしている。同書はさらに、宗門改帳について、次のように解説している。

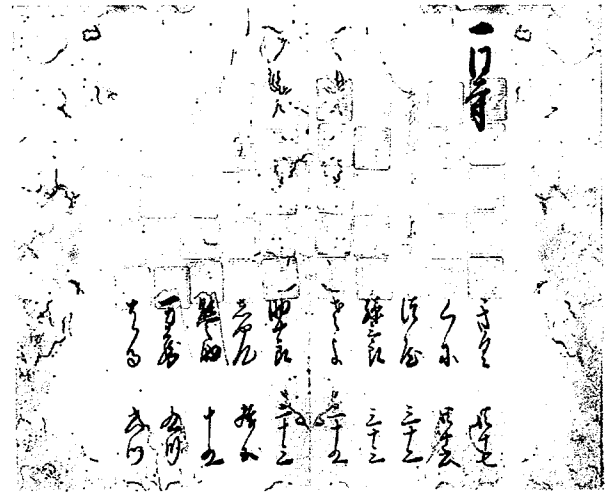
宗門改帳は普通村方根帳、または単に根帳ともいわれ、村内居住の在方人別を宗門別に登載したもので、村内戸籍の原簿

でもあつた。帳面は各村庄屋より、村内百姓・神主・山伏を各檀那寺ごとにまとめて記載し、宗旨庄屋に提出された。宗旨庄屋は檀那寺の頭判をもらい、誓詞とともに郡奉行を通じて寺社奉行へ提出した。（380頁）

宗旨庄屋の本来的役割は、各村庄屋が作成する宗門改帳を総括することである。『因府年表』によれば、寛文一〇（一六七〇）年に各郡一、二名が設置されている。宝暦期になると、「権限次第に拡張せられ待遇も進み、大庄屋と共に郡村の重役」とされた。しかし、安政五（一八五八）年の在方改正によつて廃止となり、その役割は大庄屋に引き継がれていった。

次頁の「写真1」は、「天明二年寅之三月日」と表書された宗門改帳である。邑美郡の宗旨庄屋井口安五郎の手によるもので、そのまま同家に保存されてきた。記載内容を検討してみよう。まず目を引くのは、檀那寺の頭判（寺印）である。その数に着目すれば、宗旨庄屋編製の帳面は、編綴後五年間利用する形態であつたことが分かる。従つて、寺社奉行への提出は六年目に行われたと推察される。各戸ごとの記載内容は、原則、家族全員の名前と年齢である。女性の場合は、「母」、「女房」と記載されている者もあり、また、女性が家長の場合は、前家長との続柄が記載されて

[写真1]



天明二年 邑美郡吉方村宗門御改帳 (部分) 個人蔵
家族のうち、清蔵は他地への移動、熊之助、万蔵は天明四年五月に死去したとする朱書加筆がなされる。

いる。年齢は、編綴された天明二(一七八二)年三月現在のものと考えられる。他藩では、宗門人別改帳に持高、屋号、職業等を記載する場合があることを考えれば、鳥取藩のこの時期の宗門改帳は、必要最小限の記載にとどまったものといえよう。

ところで、『鳥取県史』近世文化産業篇では、宗門改帳

宗門改の制度は、戸籍法布告後の明治四(一八七二)年一〇月三日に廃止された。『鳥取県史料』には、同月二日に「大蔵省布達ニヨツテ宗門人別帳ヲ廃ス」という記載が見受けられる。前頁の「写真2」は、「明治三年午三月」と表書された宗門改帳である。編製者は庄屋の宗治(次)郎と思われる。加筆状況から明治六(一八七三)年の中頃まで現用とされた控書で、『鳥取県史』のいう村方根帳にあたる。各戸ごとの記載内容は、「写真1」と同様、家族全員の名前と年齢である。この帳面で着目したいのは、制度廃止後の人員の移動(誕生、婚姻、死亡、出入)と、それに関する宗門放手形、宗門請取手形が綴じ込まれていることである。

【史料1】

其村幸八娘久儀由緒も有之五年已然拙者手前え引取此度士籍
ニ書上致し候間根帳面消し可給候以上

元福田毎男家来

明治三年午五月日

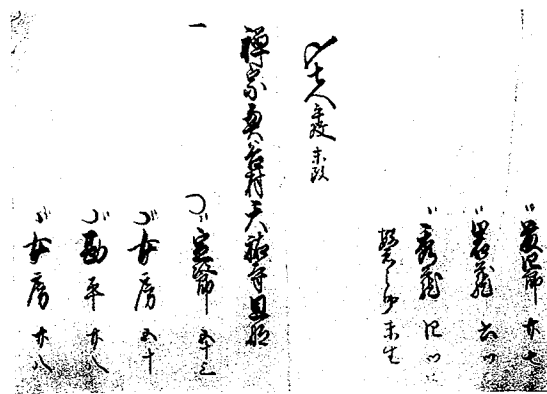
森村徳平(黒印)

川原村庄屋

惣次郎殿

の残存率の低さを指摘しつつも、江戸時代中期の「半檀家」の形態が、後期になると「一家一寺制」に変化するという興味深い指摘を行っている。ただ、『鳥取県史』は近代篇も含めて、宗門改帳の廃止時期に言及することはできなかった。

[写真2]



明治三年 八上郡川原村宗門御改帳 (部分) 河原町蔵
右の丁には、「午(明治3年)改」「未(明治4年)改」と記載される。帳奥には、檀那寺24院が連署されており、帳面の記載は、この檀那寺の順になされている。

この史料は、同帳面に綴じ込まれた宗門放手形の一通である。五年前に森村徳平に嫁した(と思われる)幸八娘久を、今回「士籍」帳に書上げることになったので、川原村の根帳面から削除するように求めている。「士籍」帳とは、前述した京都府戸籍仕法のうち、士族を対象とする士籍法に基づいて編製された戸籍と考えられる(後述)。

【史料2】

覚

其御村利八郎と申者今年四十六歳浄土宗上船岡村西橋寺旦那
二相改被置候処此度当村ゆか方へ呼入申度段願出し承届申候
御届ヶ之上貴殿健成放手形ヲ以入籍致し向後其御村除籍帳可
成仍て宗門請取手形一札如件

八東郡市谷村村長

明治五年申四月日

片山金次郎(黒印)

八上郡河原村村長殿

前書之通承届申候以上

八東郡廿三区戸長

中村亀太郎

〔史料3〕

請取手形之記

一 其御村森本泰次郎次男喜三郎今年二十歳宗門等改メ被置此度式宿佐々木源三郎養子ニ賞申度段願出し御聞届之上貴殿謹成放手形ヲ以式宿根帳面ニ書入可申候向後其御村根帳面消し可被成候仍て受取手形一札如件

八東郡安井宿村用掛り

明治六年癸酉二月八日

中村文次郎（黒印）

八上郡川原村用掛り

田中承平殿

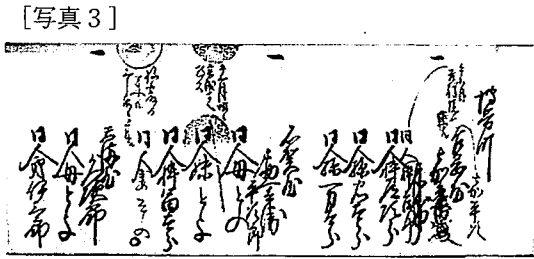
〔史料2〕〔史料3〕とも、同帳面に綴じ込まれた宗門請取手形である。繰り返しとなるが、両史料とも宗門改制度の廃止、戸籍法施行以後の作成であることに注意がある。ちなみに、〔史料2〕の村長、〔史料3〕の村用掛りとは、庄屋を改称したものである。補足しておけば、庄屋は明治

五（一八七二）年一月に村長と改称され、同年一月に村用役、翌六年一月には村用掛りと頻繁に改称された。

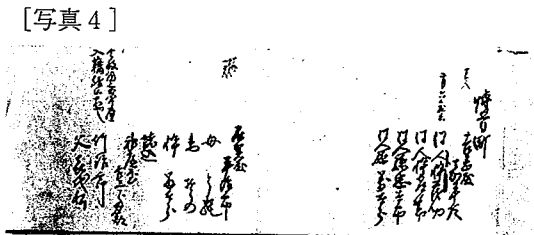
さて、〔史料2〕で考えられることは、その作成時期、「入籍」「除籍帳」といった言い回しから、宗門改帳の情報が、すでに壬申戸籍へ引き継がれているのではないかと推察されることである。戸籍吏である戸長の副申がなされているのも、その傍証となる。ところが、〔史料2〕以後に作成された〔史料3〕には、「宗門等改メ被置」とあり、依然として宗門改が実施され「根帳面ニ書入」されている様子が窺われる。

以上のことから、（一）宗門改制度が廃止された以後も、人員掌握の手段としての宗門改は存続し、請取手形・放手形を用いたやり取り、根帳面への記載が行われていること、（二）宗門改帳から戸籍仕法にもとづく「明治三年式戸籍」へ移行する場合（〔史料1〕）と、宗門改帳から直接壬申戸籍へ移行する可能性もあると考えられること、の二点を指摘することができる。

次に町方で編製された宗門改帳を見てみよう。次頁の〔写真3〕〔写真4〕の宗門改帳は共に、米子城下博労町にあった浄土宗光西寺の手によるもので、〔写真3〕は明治二年五月、〔写真4〕は明治三年七月の編製である。明治二年分の帳奥には、「右之通人別相違無御座候 明治二年



明治二年 町方宗門改帳（部分） 山陰歴史館蔵



明治三年 町方宗門改帳（部分） 山陰歴史館蔵

〔写真3〕に対照する部分。

巳六月 光西寺印 本城松之丞殿 六月五日差出ス」と記載される。補足しておく、本城松之丞は、明治二年（一八六九）年四月に町奉行として米子入りした人物で、（同帳が提出されたのと同じ）六月に施行された機構改革で新たに市政管事となり、引き続き町政を担当している。

ところで、明治二年分の宗門改帳であるが、博労町、糞町、道笑町、日野町、茶町、塩町、大工町、法勝寺町、紺

屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、立町、灘町、天神町、内町の計一八町に居住する光西寺檀徒が列記されている。各戸ごとの記載内容は、屋号と当主名、その家族と続柄からなっている。年齢の記載はない。人員の移動に関する加筆は、明治三（一八七〇）年六月まで行われている。それは、この宗門改帳の情報が、明治三年分の宗門改帳へ引き継がれたことを意味している。明治二年、三年と連続して編製されたことについては、元来、鳥取藩の宗門改帳（根帳面）が毎年の編製であったためか前述した米子町の機構改革に伴い特に編製されたためかはそのさきりしない。ただ、明治三年分の宗門改帳の体裁が、明治二年分の宗門改帳と大差がないこと、加筆が酉（＝明治六年）九月まで認められることから、宗門改制度の廃止後も現用されていたことだけは明らかである。

もう一点、同時期に米子城下で編製された「人別帳」と表記された帳簿にも言及しておく。宗門改帳と人別改帳の関係については、地域的な差異が大きく、宗門人別改帳（あるいは宗門人別帳）として一体化したもの、別々に行われていた事例も存在するとされる。新見吉治〔1959〕では、「毎年提出の宗門改帳は律令時代の計帳に相当し、六年目提出の宗門人別帳が、戸籍に当るとも考えられる。」としている。管見の限り、鳥取藩では宗門人別改帳と表記

されたものは確認できず、また、これまでの記述に宗門改帳と人別改帳の関連について言及しているものも見当たらない。

〔史料4〕

二月朔日

一 御家中始メ惣人別等朝廷へ御書出しニ付因伯人民改之儀御書付下り委細被仰出控付留之候事

同(三月)廿日(…)

一 前記有之通人員牛馬等員数取調被仰出候ニ付ては去ル子午年限人別改之節之通男女取分ヶ牛馬員数も書加へ帳面ニシテ差出し候様因伯御郡々え申遣し置候処夫々差出し候ニ付右員数書付ニシテ申達ス

〔諸事控〕第二百十冊(鳥取県立博物館蔵)

右は、明治二(一八六九)年に実施された人別改に関する史料である。かつて幕府は全国人口を掌握するため、子年と午年の六カ年ごとに人別改を行ってきた。史料にある「去ル子午年限人別改之節」とは最後の調査となった弘化三(一八四六)年の改めを指している。それからおよそ四半世紀を経たこの時期に朝廷への提出が求められた理由と

の帳面もまた宗門改制度の廃止後も現用されていたわけがある。

結論的には、鳥取藩の場合、幕府の所謂「子午改め」に応じた人別改は実施されてはいるが、藩独自の人別改と呼ぶべきものは存在しなかったと考えられる。

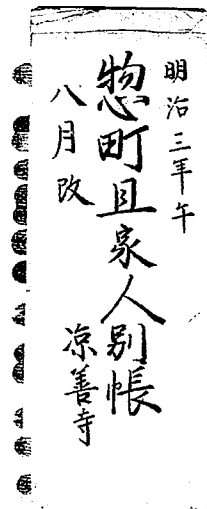
二 「明治三年式戸籍」の編製

明治二年(一八六九)二月五日、行政官から諸府県に対して「府県施政順序」²¹⁾が達せられた。この第四項目には、「戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事」として「(…)宜シク京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フヘシ」と盛り込まれていた。これを受けた民部省は、同年六月四日、京都府の戸籍仕法にならった戸籍を編製しよう全府県に達した。戸籍仕法とは、明治元年一〇月に、首府京都の治安維持を主目的として制定されたもので、市中戸籍仕法、郡中戸籍仕法、土籍法、卒籍法、社寺籍法ほか数種の法令群で成り立っていた。

京都仕法にならった戸籍について、他県では明治四年に編製される場合が多いためか、これを辛未戸籍と呼んでいる²²⁾。明治三年に編製を行った事例については、山梨県や兵庫県の事例がある。山梨県については、福島正夫〔1967〕が、「山梨県では、明治三年四月に「庚午戸籍法」が布達

しては、薩長土肥四藩主による版籍奉還の上表(前月二〇日提出)、もしくは同年二月五日に示達された「府県施政順序」が関係しているのではないかと推察される。

〔写真5〕



明治三年 惣町且家人別帳(表紙) 山陰歴史館蔵

さて、右の「写真5」が明治三年午八月改の人別帳である。岩倉町にあった浄土宗涼善寺が編製した。記載される基本項目は、屋号と当主名、その家族名と続柄である。年齢の記載はない。つまり、内容的には明治三年編製の「町方宗門改帳」(「写真4」)と何ら変わるところはない。可能性としては、明治二(一八六九)年の人別改(「史料4」)につながるものとも考えられるが、翌三年の編製であることと寺院の編製であることを勘案すれば、「人別帳」と表記されてはいても宗門改帳と同義と考えるのが妥当といえる。また、加筆が明治八年九月まで行われているので、こ

されているのみならず、ここでは現実に庚午戸籍が作成され今日まで伝わっている。」と記し、さらに「「庚午戸籍法」、「庚午戸籍」の名称は我々が便宜的に名づけたもの」としている。

以上のように、京都府戸籍仕法は本来諸府県に対して示達されたものであるが、鳥取藩の場合も、同時期に京都府戸籍仕法に準拠した戸籍の編製作業に取りかかり、主として「明治三年三月改」と表記された戸籍が残されている。本稿では、この戸籍を「明治三年式戸籍」と呼称して論を進めていく。その理由としては、確認できた限られた戸籍では編製時期が特定できないこと、なによりも干支表記が性格の異なる戸籍を括ってしまう危険性があると考えられるからである。

〔史料5〕

同日

一 今般從朝廷被仰出候御趣意被為在土籍奏伏候ニ付別紙雛形

之通土族徒族銃卒ニ至まで厳重詳細ニ認メ差出し可申事

十二月廿九日

政庁²³⁾

表題

土籍法

(以下略)

「諸事被仰出控」(鳥取県立博物館蔵)

別冊表題

山城国何郡何村戸籍

何何年何月何日より

庄屋

何某支配

「諸事控」第二百十三冊(鳥取県立博物館蔵)

右の史料によれば、鳥取藩の士族を対象とする戸籍の編製は、明治二(一八六九)年二月二十九日の通達で開始されたことになる。一方、『鳥取県史料』では「戸籍改正二付久美浜県下山国隊(割注略)兵士共帯刀並二苗字ヲ用シ事ヲ乞フ是ヲ許シ同県ニ添簡ス」(明治二年二月一五日)、「土籍本月中差出ス可キヲ令ス」(明治三年一月八日)と記載している。多少の誤差はあるが、土籍法(卒籍法も含めて)に準拠する戸籍は明治二年末に通達され、翌三年初頭の編製が目指されたことが、これらの史料で明らかとなる。

〔史料6〕

二月八日

一左之趣被仰出候ニ付左之通取直し別冊写取順達致し追て夫々取調至急本局え差出候様因伯御郡々え触出し委細被仰出控ニ有之候事

民政局

御支配地戸籍取調之儀従民部省御布告之旨も有之今般御改正候間市在之戸籍至急取調別冊巻巻之通書記し可差出候事

〔写真6〕



山城国何郡何村戸籍(右表紙、左部分)

鳥取県立博物館蔵

式戸籍」の記載項目は、従来の宗門改帳の記載項目に比すれば格段に増加したわけである。次の史料は、結果的に「明治三年式戸籍」の編製が容易でなかったことをよく伝えている。

数多之入費相懸り猶更難弥増歎話敷次第に付当秋新穀成熟之目的相立候迄取調方御猶予可被仰付哉此段申上候
三月十二日 民政局
御付紙
難承届候事

「諸事控」第二百十三冊(鳥取県立博物館蔵)

「田畑山林町反」に至るまで調査項目とされた新戸籍である。村庄屋等の担当者から、その手間や経費、農繁期に向かう中での調査に対し不満が噴出したことは想像に難くない。その「歎話敷次第」に対して、民政局は政府に対し、調査を収獲の時期以後に延期するよう伺ったのである。しかし、延期は認められなかった。残存する「明治三年式戸籍」が、主として「明治三年式改」と表記されるのは、藩からの指示が徹底したことの結果であろう。他藩と同様、鳥取藩で編製された「明治三年式戸籍」の残存率も低いが、ひとまず、その内容や地域性を考慮して二つの戸籍を検討してみよう。

同(明治三年三月一伊藤注) 十二日
一左之趣申達し置候処御付札之通御開届無之事
在町戸籍可差出旨旧臘被仰出早速申渡し置候処悉密細之書記方ニ付至急之取調難付殊ニ田畑山林町反地名等迄夫々書分ケ候様之儀に至ては田夫野人無筆無算之輩は逆も不得仕無拠地方巧者成候もの相雇認させ懸ケ候処昨年柄國中一統及困窮居候折柄右雇賃始メ筆紙墨等

〔史料7〕

一点目は、向国安村(現、鳥取市向国安)の戸籍である。同村庄屋林甚三郎の手によるもので、村内三九戸を八「伍組」に分けた編製が行われている。記載内容を検討するた

〔戸籍3〕

一本尊 地藏菩薩	天行宗北嶺山東派 角磐山大山尊	築頂西樂院 築頂代：函院輪番	
一 惣高三千石 物成千二百石			
但寺領汗入部 坊領村 前村 佐摩村 今在家村 坂戸村 赤松村	安政四年己三月ヨリ勤役 明治三年二月十日退役(朱書)	成光院	
丸山村 小山村 金屋谷村 岩立村 大内村 添谷村 小茂村 大籠村 坊原村 小柳村 大河原村 御槻村 郡合十八箇村此内 四十二ヶ院寺領諸法 會議役村等十七 百五拾 石引残り 二百四十八石諸堂舎 兼在中宮西樂院 年中入用	慶応二年寅四月ヨリ勤役 明治三年五月廿五日退役(朱書)	鐘持院	
一 境内山林 南北拾九町 此内二四十一ヶ院 境内有り従是山上 入跡地	明治三年寅二月廿二日退役(朱書)	惠光院	
一 里坊境内 但日野郡丸山村二 テ一万八千四百八 十一坪半	明治三年寅二月ヨリ勤役 同	真心院	
一 末寺 三箇寺	同	東陽院	
	同	法光院	

したがって、『伯耆国角磐山大山寺四十三院寺籍書上帳』は、鳥取藩の支配が貫徹する過程で、藩領に属する一般寺院と同じ扱いで編製されたものといえる。参考までに、編製の基準となる寺院籍法では、「寺籍は墨筋上者仏名寺地寺領末寺等を記し下を寺号僧名死生等を記ス」ことになっている。上の「戸籍3」は、本坊西樂院に関する部分を纏めたものである。同「寺籍書上帳」は、本坊西樂院及び大山侍と呼ばれた西樂院家来四〇軒、次いで坊舎四二院の順に編製が行われている。ここにも特徴的な「墨筋引」がなされており、寺院籍法に基づく戸籍であることは疑う余地はない。『鳥取県史』は、「朱印地寺領の否定による因州藩支配の進展」を同「寺籍書上帳」の中にも見出したが、「明治三年式戸籍」の藩内施行状況を考える上でも重要な資料といえる。

残る藩領一般寺院に関しては、藩の神務局が編製したと考えられる『明治四年因州分寺院籍』が残存している。同「寺院籍」は、因幡国内に存する全寺院を城下と八つの郡の順に列記しているが、特徴的な「墨筋引」も見られ、その下部には寺号及び住持・弟子等の名前と年齢、出生地や得度した年代等が記載される。人員の移動や名字付与を主とした加筆(朱書)も、明治五(一八七二)年まで認められる。また、対を成したであろう伯耆国の寺院籍は確認

できないでいるが、因幡国と同様に編製されたと考えてよからう。

もう一点、寺院籍法に準拠した戸籍『因伯山伏籍』についても触れておく。『鳥取県史』近世文化産業篇は、近世山伏の動向についても綿密な分析をしている。この中に「因伯山伏籍」と「明治三年式戸籍」、壬申戸籍の関連を記した興味深い一節がある。

明治三年の「因伯山伏籍」は、各山伏と家族、その同居人を記載しており、その記載方法から見て、山伏の戸籍であることは明らかである。鳥取藩では明治三年春から戸籍編成が進められた。その編籍事業の一環として、山伏戸籍である「因伯山伏籍」が作成されたものと推定される。「因伯山伏籍」には、明治五年四月までの朱書追筆がある。明治五年の全国的戸籍、いわゆる「壬申戸籍」の作成によって、「因伯山伏籍」はその戸籍原簿としての役割を終えたものと考えられる。

ここでなされる指摘は、明治三(一八七〇)年春から新しい戸籍の編製が開始されたこと、その一環として「山伏籍」が編製されたこと、「山伏籍」の情報が壬申戸籍へ収斂されていくこと、の三点である。もっとも、近世文化産業篇の記述は、近世山伏の動向に主眼を置いたものであり、

たとえば「明治三年春」から開始された戸籍とは何であるのか、開始時期が「明治三年春」とされる根拠は何かなど漠然とはしているが、『因伯山伏籍』の位置づけがなされたという点は評価されよう。

最後に、町方Ⅱ市中戸籍仕法に準拠した戸籍であるが、残念ながら現時点では一点の確認もできていない。しかし、次の史料のように編製が行われた形跡を窺わせるものが残されている。

〔史料8〕

明治三年午三月改

細田

- 村五十二 戸千七百二十四 人七千四百十一
- 田七百廿三町七反五畝四歩
- 畠百九十一町四畝廿五歩
- 林八百五十六町五反六畝廿五歩
- 牛千四百五十一 馬百九十一
- 山根
- 村五十五 戸四千八 人一万九千四百三十四
- 田千百三十三町五反二畝五歩
- 畠八百十七町一反八畝十四歩

林三百七十五町一反一畝二歩 砂山九町一反
牛千四百五十一 馬三百二十四 舟七百五十二

船越

村三十四 戸千三百三十三 八六千三十六

田六百五十一町九反七畝二十四歩

島百七十一町三反六畝十七歩

林百三十四町八反一畝二歩

牛五百六十五 馬九百五十九

雜賀

村四十二 戸千三百三十三 八七千六百六十三

田七百五十三町二十六歩

島二百六十四町九反二畝二十六歩

林三百四十七町五反九畝十三歩

牛千百三十六 馬三百十八

米子

町二十三 戸二千三百二十七 八八千四百六十六

田四十七町一反四畝二十一歩

島百六十六町八反四畝五歩

牛一 馬十二 船二百三十四

総計

村百八十三 町二十三 戸一万千十四 八四万八千五百十

田三千三百十町一反五歩

こと、がその特徴としてあげられる。

にもかかわらず、編製から僅か一年後の明治四（一八七
一）年四月、政府は新たな戸籍の編製を命ずるのである。

三 壬申戸籍の編製

既述（一頁）したとおり、鳥取県に戸籍法が布達される
のは、明治四年一月二五日のことである。『鳥取県史料』
を見ると、それ以後、新戸籍編製に向けての政策が矢継ぎ
早に出されている様子が窺える。氏子調もそのひとつであ
る。

〔史料9〕

従太政官神社氏子取調之儀別紙之通被仰出候条管員士卒平民
迄老少男女不残左之雛形之通美濃堅紙ニして控毎三通宛相認
メ来ル正月十日限右其属長筆頭目代ヨリ取集置追而戸長被命
候上戸長江引渡可申候尤今般東京詰兵員等者都合も有之ニ付
正月五日限代判より直ニ戸籍方江可差出事

但右差出し後追々出生之向等者其都度々々本条規則之
通心得可申且是迄住所変更候者は即今住所之氏神ヲ相
認メ可申事

島千六百一十一町五反六畝二十八歩
林千七百一十四町八畝二十歩 砂山九町一反
牛三千八百四 馬千八百四 舟九百八十六

（個人蔵）

この史料は、米子の豪商で町年寄を務めた鹿島重昌が手
録した『市政雑誌』の部分である。史料中に見える村、町、
戸、人、田、島、林、砂山、牛、馬、舟の一一に及ぶ項目
と、明治三年午三月とされる「改」時期は、「明治三年式
戸籍」の編製作業が当該地域で行われたことを如実に物語
っている。当該地域とは、米子城下と会見郡である。従来、
会見郡は口会見と会見に二分されてきたが、当時は各々に
二つの大庄屋構が存在した。細田、山根、船越、雜賀の四
名は、それぞれの大庄屋である。つまり、米子城下の各町、
会見郡の各村で編製された「明治三年式戸籍」は、町年寄、
大庄屋のレベルで一旦総括され、その後藩へ報告されたと
いうことが理解されよう。

以上、鳥取藩の「明治三年式戸籍」について見てきたが、
小括すれば、この戸籍は明治二年末にはすでに編製が開始
され、可能性としては族属（身分）に応じた戸籍が藩内漏
れなく編製されたであろうこと、作業に対する不満を抑え
つつ短期間に多くの情報量を盛り込んだ戸籍が編製された

辛未十二月

鳥取県

別紙雛形

（以下略）

〔明治四歳御布告御触出控〕（個人蔵）

戸籍法には、第四号戸籍書式に示された「氏神某社」の
記載項目があり、さらに、第二十則に「氏神ノ守札」を六
カ年ごとに検査するという規定があった。右の史料を見る
と、戸籍事務の総括者である戸長の人選も終えていない状
況下で、氏子調が指示されていることが分かる。短期間で
の取りまとめが指示されているのは、新戸籍の編製が急が
れていたことを意味している。「氏神ノ守札」は氏子札に
ついては、翌五（一八七二）年一月一四日に、札の授与に
対する神社への初穂料を「一人前百二拾銅より以下其身分
ニ応し心任せ相備」とする県達が出されている。

元々、戸籍法では「戸籍検査編制ハ来申年二月一日ヨリ
以後」と定められていたが、鳥取県内に残存する壬申戸籍
は明治五年正月改とするものが目につく。それは、次頁の
史料にある通り、明治五年「正月廿九日現在」の集計が求
められたからである。

〔史料10〕

先達而相達候通戸籍編制ニ付官員並士族卒社寺平民其一家内別紙之順序ヲ以雛形照準シ当正月廿九日現在之人員無遺漏書出し同十日ヲ限其逕戸長江可差出申

但士族卒社寺者控相添可差出且不寓之ヶ条ハ正副戸長江問合可申事

壬申正月

鳥取県

〔雛形は略〕

〔明治四歳御布告御触出控〕(個人蔵)

紙幅の関係で雛形は略したが、実際の編製作業は、この雛形に則して開始されたことになる。したがって、「同十日ヲ限」とする提出期限を見ても、新戸籍の編製が如何に急がれていたかが明らかとなる。

さて、福島正夫〔1967〕では、壬申戸籍の編製原理として三つの指摘がなされている。その第二点目は次のようである。

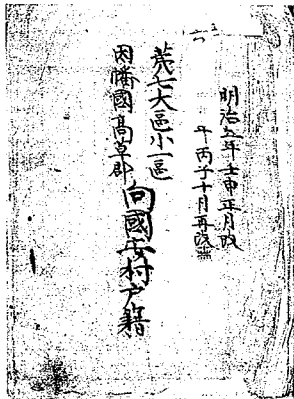
第二に、戸籍事務を国家直接の担当業務としたことである。幕藩体制のもとでは、宗門人別改は村役人や寺の仕事であつ

て、(…)その形式的な人別帳方式の弊が感じられていたのである。戸籍法は、このような戸籍簿編製方式を廃棄した。そして、新たに戸籍事務を担当するため戸長という権力の末端機関を創設し、府県庁、藩庁がこれを統轄支配し、戸籍正本はここにおき、戸籍上の変更は庁でこれを加除し、戸籍表は府藩県庁で作成して政府に上達するという新方式をうちた⁽²⁸⁾てた。

右の指摘では、村役人や寺任せであつた宗門改を廃し、政府が直轄する新しい戸籍制度を導入する。その事務担当として戸長が創設された、ということになる。ただここで注意が必要なのは、壬申戸籍の編製者は、旧来の村を例にとれば、その長である庄屋(村長等への改称が行われていても)であることに変わりはないということである。次頁に見る「写真9」も、向国安村の元庄屋林甚三郎の手元に残された壬申戸籍の副本である。

向国安村の場合、同一人物により編製された「明治三年式戸籍」と壬申戸籍が残存する事例であり、双方の相違点を検討するのに都合がよい。以下、二種類の戸籍の比較から窺われる壬申戸籍の特徴について見てみよう。なお、記載内容を検討するため、林甚三郎家の戸籍を次頁の「戸籍4」に纏めた。

〔写真9〕



第七大区小一区因幡国高草郡向国安村戸籍(表紙) 個人蔵
「大区小区制」下の明治九年十月に再改されている。

第一は、新たに屋敷番号の記載が行なわれ、その番号順に編綴がなされていることである。これは、戸籍法の第七則「区内ノ順序ヲ明ニスルハ番号ヲ用ユヘシ(…)都テ何番屋舗ト記シ編製ノ順序モ其番号ヲ以テ定ルヲ要ス」に基づくものであり、住所地主義を具現化したものである。前述(31頁)したように、林家の「戸籍1」(「明治三年式戸籍」)にも「六百十九 自分屋敷」という貼紙がある。「戸籍4」に記載された屋敷番号との誤差理由は定かではないが、貼紙後に何らかの調整がなされたことがこれで明らかとなる。屋敷番号の設定方法については、「伯耆国第五拾三区河邑郡松崎宿番号準」(以下、「番号準」)と表書された別の資料で補足してみる。

この資料(「写真10」)は、松崎町(現、湯梨浜町松崎)で代々町庄屋等の要職を務めた足羽家に保存されてきた資

〔戸籍4〕

因幡国高草郡向国安村 六百五十五番屋敷居住	親	父〇〇七	林 甚三郎 壬申年五十一
当国邑美郡美和村根山田〇〇〇三女 文政六癸未正月九日生	妻	文政五壬午三月五日生	林 甚三郎 壬申年五十一
長男	弘化四丁未八月七日生	林 甚次郎 年二十六	
次男	嘉永三己酉九月八日生	林 〇〇〇 年二十四	
丁止当村六五二四林〇〇長男〇〇妻二遺ス 安政六己未十一月廿八日生	次女	丁止当村六五二四林〇〇妻二遺ス 安政六己未十一月廿八日生	〇〇〇 年十四
当村農林〇〇長女	長男甚次郎妻	嘉永三己酉四月十六日生	〇〇〇 年二十四
氏神御神社 寺当国邑美郡古郡家付神宗森福寺	同人長女	慶応二丙寅七月十三日生	〇〇〇 年七

※ 甚三郎、長男甚次郎以外の個人名は省略し、〇〇と表記した。

[写真10]



(表紙)

個人蔵

料で、編綴したのは邑(村)長職にあった足羽甚治郎と考えられる。ちなみに、村長は明治五(一八七二)年一月に改称された(25頁)ので、表書の明治四年は誤記と判断される。同資料を抄記したのが次の史料である。

〔史料11〕

松崎宿番号定
第五十三区
氏神社
百四拾九番 松崎宿
百五拾番 秋房治三良
百五拾壹番 坂口治平(八一朱書訂正)
… (中略) …
三百四十四 秋房勸七
三百四拾五 本立寺

華族、士族、卒、祠官、僧侶、農、工、商、雑業に分類されている。鳥取県の場合、明治五年(一八七二)正月に出された達(史料10)の雛形中に、「族属之認方」として、華族、士族、卒、農、工、商、某職、某渡世が掲げられており、管見の限りでも、この分類に基づいた記載が行なわれているように見受けられる。

第三は、戸籍法の「戸籍同戸列次ノ順」に基づき、家族各人の並べ替えが行なわれていることである。壬申戸籍では、儒教的な倫理に基づく尊属、直系、男系を上位とする「列次」が目指されたとされるが、林家の場合、戸主甚三郎と共に、その男子二名にも名字が記載されていることは注目される。

第四は、繰り返しとなるが、向国安村の「明治三年式戸籍」と壬申戸籍が、同村の庄屋に系譜を持つ同一人物によって編製されていることである。さらに言えば、向国安村で明治初年に編製された宗門改帳は未見であるが、庄屋役林甚三郎以外の編製者は考えられない。同一の編製者であることは、結果的に、古い戸籍の情報が新しい戸籍に効果的に生かされ、また壬申戸籍の短期間での編製を可能にしたといえる。

次に、一時的に本籍を離れて居住するという、所謂寄留の扱いがどのように行われたかについて別の資料で検討し

三百四拾六 法林寺
三百四拾七 西向寺
三百四拾八 龍徳寺

「番号準」と題された資料が、壬申戸籍に記載する屋敷番号を確定するために作成されたことは間違いない。同宿の場合、氏神社(現、松崎神社)を起点に番号が付与され、末尾は同宿中の四つの寺院となっている。神道の国教化政策が顕在化したものといえる。また、起点となる氏神社の番号が「百四拾九番」であることは、松崎宿が所属する戸籍区を一単位として番号が付与されたためと推察される。^⑩「番号準」は、これ以外に、明家(空家)にも屋敷番号が付与されていること、士卒に限ってはその族籍が記載されているといった特徴がある。また、同居人、行方不明人、隠居人に関する朱書加筆も見られる。

第二は、いわゆる族籍の記載が行なわれていることである。戸籍法の目的は、族属(身分)別の戸籍を改め、居住地に基づく戸籍を編製することにあつたが、族籍の記載は依然として残されたわけである。記載形式としては、戸籍法の第四号戸籍書式に、同居人の記載例として華族、士族、卒、農、工、商、某役、某職、某渡世の分類がなされ、また、同法の第六号某府藩県職分表之一では、官員、兵隊、

てみる。

〔史料12〕

鉄山稼人入籍方取扱伺
当管内伯耆国日野郡管数箇之鉄山所之儀各村近傍ニ候得共鉄山稼之職人共從來其村人別之者ニ非ス元來鉄山出生之者多クハ各地鉄山通歴中ニ妻子ヲ儲ヲ其妻子子ヲ亦鉄山出生ニ而一家内何方ニ茂原籍無之者(…)不致入籍而者御定則ニモ戻り候儀ニ御座候故二本村ヲ離シ一構宛相集り居其場所ヲ一ト屋敷ト相立其内ニ番号ヲ付ケ(傍線は伊藤)村賦役等当分除免右雛形通り編製候而可然哉向論守札ヲ渡シ頭取之者ニ預置ヘシ(…)

〔御告布書類並ニ触書等写〕(個人蔵)

鉄山稼人の入籍方法に関する右伺いは、明治五(一八七二)年三月二八日付で鳥取県から大蔵省に提出された。日野郡は古くからたたら製鉄の一大産地として知られ、地域外からも多くの出稼ぎ人が集まっていた。彼らの扱いについて、史料には次のように書かれている。鉄山を渡り歩き元々原籍を持たないような渡世人(当然、その家族も含め)は、本村から切り離し居住地で一括りにする、その上

で番号を付与する、村賦役等は当分除免する、というのである。その結果の一例として、近藤家が経営した同郡内のある鉄山では、二三家族、五八名が、同居人として一括記載されている例がある。鉄山稼人のような事例は、流動的な人員を捕まえることの困難性を示すものであり、このような状況は「住所地主義」を採用する壬申戸籍にとつても一番の弱点であったと考えられる。

もう一点、戸籍法が布告された翌々年に出された鳥取県布告第二三五号を見てみよう。

〔史料13〕

人生の始終及び戸数人員を詳二して猥ならざらしむるハ政務の最も先んじ重する処なり依て昨壬申年はじめて戸籍を正しくする御趣意ハ全国の人民を保護する政事第一之本務なる(…)一人として洩る、筈なく書あやまる筈なく然るニ遺漏或ハ疎忽之の義相断り陸続改正を願ひ出且ハ出願をいとひ隠然其非を不改遂ニ現在と相違するものも有之(…)来ル七月中戸長手前へ願ひ出申べく戸長副とも懇ニ取調八月十五日迄ニ戸籍掛りへ可差出(…)

- 一 脱漏之事
- 一 書損並ニ落書之事
- 一 縁辺除籍入籍之事

た各地の戸籍の実証的研究が乏しかった」と指摘した。このことは、鳥取県の先行研究にもいえる点で、三者に関する記述は決して多くはない。また、『鳥取県史』を初めとする各自自治体史の記述にもばらつきがあり、結果的に、次のような課題が残されてきたと考えられる。①宗門改帳については、その廃止時期が明確にされていないこと。②「明治三年式戸籍」が京都仕法に準拠した戸籍であることが明確にされておらず、また、その編製時期が不明であること。③「明治三年式戸籍」と壬申戸籍との連続性に着目した記述はあるが、宗門改帳との関連性に着目した記述はないこと。

本稿が扱ってきたのは、おおむね右のような点であった。以下重複する部分はあるが、再度、鳥取県の宗門改帳、「明治三年式戸籍」、壬申戸籍の関連性についてまとめてみる。参考までに、下図は、筆者が現時点で確認した資料をもとに三者の関係を図式化したものである。

第一は、宗門改帳から窺える三者の関係である。時期的に新しい宗門改帳は、明治三年七月改の「町方宗門改帳」(写真4)、明治三年八月改の「惣町旦家人別帳」(写真5)があった。つまり、鳥取県の場合、明治四(一八七

此条以後とも嚴重可届出事

- 一 生死之事
- 一 重複之事

右之趣管内無洩布告スルモノ也

明治六年七月一日

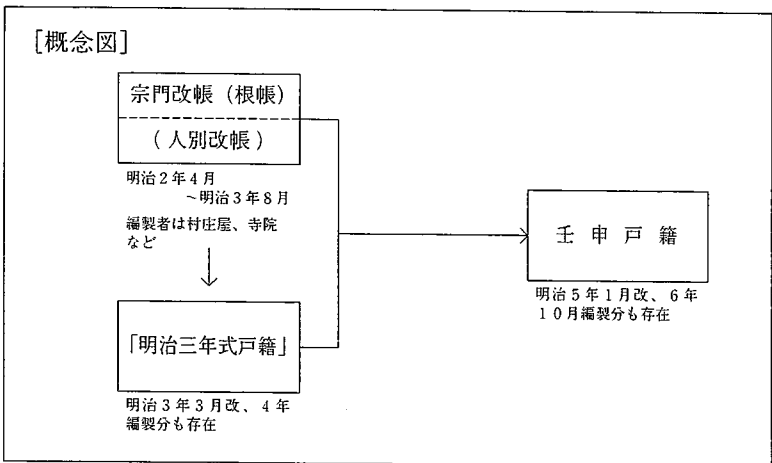
鳥取県権参事 河野 通

(明治六年 鳥取県布告) 鳥取県立公文書館蔵

繰り返しになるが、戸籍法の第一則に明示されたように、戸籍区を制定するという所謂「住所地主義」の採用は、人口を把握する手段としては、有効かつ合理的なものであったといえる。しかし、寄留や脱籍、浮浪、あるいは生死など、日々流動する人口を漏れなく把握することは依然容易なことではなかった。鳥取県が、戸籍法の前文を引きながら、戸籍を総括する戸長に対して、嚴重かつ遺漏のない編製を行なうよう指示したのは、その限界を示すものであったといえよう。

四 宗門改帳、「明治三年式戸籍」、壬申戸籍の相関

以上、鳥取県の宗門改帳、「明治三年式戸籍」、壬申戸籍について見てきた。明治初年の戸籍について、北崎豊二(1989)は、「壬申戸籍はもとより、それ以前に編成され



八年に及ぶものも確認される。以上の点を勘案すると、①宗門改帳の情報は、「明治三年式戸籍」へと引き継がれた、

②宗門改帳と「明治三年式戸籍」は並存状況にあった、③宗門改帳の情報は、壬申戸籍にも引き継がれた、ということになる。②の並存状況にあったことについては、もう少し検討してみよう。

福島正夫〔1967〕は、「高山県管下では明治四年に旧式の人別帳が作成されており、また奈良県吉野郡下北山村および岩鼻県の上名栗村でもそうであった。もとより宗門人別制度の廃止は四年一〇月であるけれども、それは府藩県一般に對するもので、京都市戸籍と宗門人別改とを同時に行なうわけでもあるまい（傍線は伊藤）⁵⁴」と指摘した。裏を返せば、旧式の人別帳が遅くまで編製された地域では、戸籍仕法に準じた戸籍は編製されなかったということである。さらに同書には、「四年一〇月大蔵省達による宗門人別帳の廃止」は、「戸籍法の施行によるもので、重複にすぎない旧制の廃止は当然の事柄である」と指摘されている。つまり、制度上、別形態の戸籍が並存することはあり得ない、ということである。しかし一方、高木俊輔〔1968〕は、伊那県（現、長野県）の例として、「宗門人別改帳は、明治四年（一八七二）に廃止されるが、明治初年になると支配者の民衆把握は、宗門人別改帳によるとともに戸籍によって行なわれた。少なくとも明治三、四年には、宗門人別改帳と戸籍が同時並行的に作成されていたのである」と、

干支表記に起因する混乱を避けるためであった。

また、「明治三年式戸籍」には次のような特徴があった。

その一つは、情報量の多さである。名前と年齢を基本項目とした宗門改帳に比べると、情報量は格段に増加している。おそらく新規調査に加えて、宗門改帳を含めた既存の諸帳簿類も多く引用されたことであろう。もう一つは、「明治三年式戸籍」が族属（身分）別で編製された戸籍であり、その編製が在町、士卒、社寺に至るまで徹底して行われたことである。にもかかわらず、編製から僅か一年後の明治四（一八七二）年四月に戸籍法が出され、「明治三年式戸籍」が本来的な役割を果たす場面は失われてしまった。しかし、その情報量の多さと広範囲に及ぶ編製は、壬申戸籍編製の基礎データとして有効に働くことになった。このことが、「明治三年式戸籍」の持つ重要性であり、前述したとおり、壬申戸籍の短期間での編製を可能にしたのである。

第三は、政府が、情報量の多い「明治三年式戸籍」をいともたやすく廃止し、新たな戸籍の編製を急がせた理由である。福島正夫〔1967〕によると、明治四年四月に布告された戸籍法は、「廃藩置県に先駆し、かつその方向を規定したとともに、廃藩置県後、全国統一の政治の基礎となつた維新政権の最重要立法の一つ」⁵⁵であり、「戸籍に對する新政権の強烈な関心は（…）絶対主義政権の中央集権化

指摘している。ここにいう戸籍とは、京都府戸籍仕法に準拠した戸籍である。

鳥取県の事例は伊那県と同様である。実態として宗門改帳は「明治三年式戸籍」と並存状況にあった。そればかりか、場合によっては壬申戸籍とも並存していた。この背景には、宗門改は廃止されても、なお民衆に馴染んだ慣行として容易に切り替わらなかったという点、両者が同一人物（村庄屋など）によって編製されたことで並存状況が生じたという点も考えられる。ただ、目指されたものは「明治三年式戸籍」あるいは壬申戸籍への制度的移行だったのであり、その意味では、宗門改帳が単に新戸籍（壬申戸籍も含めて）編製のための基礎資料として利用されていたとも考えられよう。

第二は、戸籍仕法に準拠した戸籍が、鳥取藩でも編製されたことである。本来、明治二年六月四日の民部省の達は、当時の府県を対象としたものであり、各藩は対象外であった。これが藩へ拡大適用されるには、根拠となるべき法令があったと考えるべきであるが、それは判然としない。ただ、鳥取藩の場合、その経緯をみる限り、民部省の達に呼応したものと考えるのが妥当である。また本稿では、鳥取藩でも編製されたこの戸籍を、「明治三年式戸籍」と呼称した。その理由については、庚午戸籍、辛未戸籍といった

に向かつてのつよい志向である」と強調されている。元々、京都府戸籍仕法は、諸方から首府京都に参集する脱籍浮浪の徒の取締まりという緊急課題に対処するため「とりいそぎ制定された」⁵⁶ものとされる。とすれば、戸籍法の早期制定は、明治政府にとつて、規定路線としてのいわば必然的な政策だったといえよう。

むすびにかえて

本稿が目指したものは、明治初年の地方制度史の視点から、鳥取県の壬申戸籍編製に至る過程を検討することであった。それは、「戸籍区」が設置された意図、戸籍吏とされた戸長についての再評価を試みることもあった。筆者は先に、「鳥取県の地域編制に関する実証的考察（一）——「戸籍区」の成立と展開・戸長職の実相——」と題する論考を草している。その中で、「戸籍区」の長である戸長・副戸長には、大庄屋を始めとする旧来の町村役人層が主として任命された。それは、戸籍編製をはじめとする煩雑な地方事務を遂行でき、かつ管内人民を統率できる人材を、旧来の町村役人層に求めるしか方法がなかったからである」と結論づけた。しかし、「戸籍掛ノ官吏」とされた戸長にとつて、担うべき戸籍業務とは何だったのかという点には、

なお疑問が残った。本稿で見えてきたのは、宗門改帳、「明治三年式戸籍」、壬申戸籍の編製者は同一の場合が多く、その実務（日常的な加除・修正も含めて）を担ったのは、庄屋レベルの役人層だったことである。つまり、戸長の戸籍業務とは、厳重かつ遺漏のない編製を行なうよう彼らに指示すること、担当戸籍区の戸籍を集計すること、定期的な加除修正を行なうこと、で事足りていたのである。明治五（一八七二）年、政府は二つの法令を出して、戸籍区を廃し、「大区小区制」を採用した。この時、町村の長を新たに戸長、副戸長としたのは、実態に即応させただけ、と言っても過言ではない。

最後に、一般論として差別性が問われることの多い壬申戸籍について付言しておきたい。筆者が、今回確認できた史料の中で注目したのは、明治五年正月の鳥取県達（「史料10」）であった。紙幅の関係で雛形は略したが、この中に「族属之認方」として、華族、士族、卒、農、工、商、某職、某渡世が掲げられていたことである。結果的には、内容精査が可能であった壬申戸籍（副本）を見る限り、この分類から逸脱した記載は見られなかった。ただ、分析可能な戸籍が数的にも地域的にも限定されていたこともあり、これをもって結論づけることは、勿論できない。今後の検討課題である。

本稿の執筆にあたっては、以下の諸機関、個人から資料の閲覧等に協力を賜った。記してお礼申し上げます。

鳥取県立博物館、鳥取市史編さん室、米子市立山陰歴史館、米子市史編さん事務局、河原町（現、鳥取市）、荒木田岳、石井良二、近藤登志夫、林 英夫（敬称略）

【注】

- (1) 『鳥取県史料』二（和書五九〇三二号三三冊）（国立公文書館蔵）
- (2) 壬申戸籍は、人権上の配慮から昭和四三（一九六八）年に封印処分が決定し、原本の閲覧は不可となっている。従って、ここで分析の対象となるのは、区有文書等に含まれた副本である。たとえば、「鳥取県管轄第三十八区戸籍 猪子村」（鳥取市史編さん室蔵）は、「明治五年一月改」と表記されている。
- (3) 本編の執筆にあたり、以下の文献を主に参考にした。
 - ・速水融「宗門改帳より壬申戸籍へ（一）」『三田学会雑誌』第48巻12号 [1954]、「宗門改帳より壬申戸籍へ（二）」『三田学会雑誌』第48巻10号 [1955]
 - ・新見吉治「壬申戸籍成立に関する研究」学術振興会 [1959]

- ・福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会 [1967]
- ・北崎豊二「堺県の辛未戸籍と壬申戸籍」『堺研究』第20号 [1989]
- ・高木俊輔「明治三年戸籍について」『松本市史研究』第8号 [1998]
- ・安達五男「明治初年の戸籍についての研究——辛未戸籍」と「壬申戸籍」の分析を中心に——（その一）『ひょうぶ部落解放』第86号 [1998]、「明治初年の戸籍についての研究——辛未戸籍」と「壬申戸籍」の分析を中心に——（その二）『ひょうぶ部落解放』第79号 [1999]、「明治初年の戸籍についての研究（その三）——「壬申戸籍」の具体的事例分析——」『ひょうぶ部落解放』第92号 [2000]
- ・荒木田岳「戸籍法の歴史的位置」『橋論叢』第123巻第2号 [2000]
- ・青山英幸「開拓使の壬申戸籍編製について——明治前期北海道における「家」の創出過程（一）——」『北海道立文書館研究紀要』第17号 [2002]
- ・戸石七生「近世後期横野村の女性戸主——宗門改帳と明治戸籍の分析を中心に——」『秦野市史研究』第22号 [2003]
- (4) 単純にいえば、戸長業務のうち戸籍事務（量的・質的）がどれくらいのウェイトを占めたか、ということである。

- (5) 第二巻職制志・禄制志 164頁
- (6) 379頁
- (7) 「十二月（…）廿八日（…）此年因伯に宗旨庄屋始る。」『鳥取県史』第7巻近世資料 92頁
- (8) 『鳥取藩史』（前掲）205頁
- (9) 380頁、381頁
- (10) 「先般戸籍法改正ニ付従前ノ宗門人別帳被廢候条自今不及差出候」大蔵省布達第七十号『法令全書』第四巻 560頁
- (11) 『鳥取県史料』（前掲）
- (12) 『鳥取県史料』（前掲）は、明治三年六月九日「従前農ヨリ諸局下等卒族ニ出テ妻孥尚其本村ノ籍ニ在ル者今般村籍ヲ除カシム」と記録している。
- (13) 村用役への改称は明治五年第八三号、村用掛への改称は明治六年第二七号で布告されている。
- (14) ここでいう除籍帳とは、明治一九（一八八六）年に規定された除籍簿とは別のものである。
- (15) 「（…）同年四月町奉行本城松之丞、町年寄筆役等を引きつれて、米子に出張のことあり。」『鳥取藩史』第五巻民政志 229頁
- (16) 『鳥取藩史』第五巻民政志 228頁
- (17) このことに関して、速水 [1954] は、「法令によるキリスト教の解禁は明治六年二月であり、従って維新以後も

引続き従来通りの宗門改が行われる形式的な根拠は存在したとみてよい。」と記している。さらに、高札撤去がキリスト教解禁の根拠とはならない(鈴江英一『キリスト教解禁以前―切支丹禁制高札撤去の史料論―』岩田書院〔2000〕)とすれば、宗門改はより長期に存続したと考えることも必要であろう。

(18) 平凡社『日本史大事典』第三巻 316頁

(19) 32頁

(20) 同(弘化三年正月―伊藤注) 二一七日

一今年

公義人別改年限ニ付伺控え有之通り相伺在中えは男女ニ付伺控え有之通り相伺在中えは男女取分人別帳面間違無之様仕立三月中ニ差出し候様御郡え申遣ス(「諸事控」第四百四十九冊(鳥取県立博物館蔵))

(21) 『法令全書』第二巻 58、62頁

(22) 『法令全書』第二巻 202、203頁。これに先立つ明治二年

三月、行政官より東京府に対し同様の達が出された。

(23) 「当時京都は新政権中央政府の所在であり、その民政の確立が緊要であるのみならず、諸方から集りきたる脱籍浮浪の徒をとりしまるのが急務であった。」(福島正夫〔1967〕 79頁)。また、荒木田岳〔2000〕は、京都府戸籍仕法、東京府戸籍仕法の実施は、「治安維持対策のため

めに導入されたもの」と結論づけている。

(24) 今のところ「辛未戸籍」と記載した初出文を特定することはできていない。前掲北崎「堺県の辛未戸籍と壬申戸籍」では、「(…)堺県では四年にも戸籍を編成している。四年の干支は辛未であるから、辛未戸籍と呼ばれている(…)」と記す。ここでいう戸籍は、言うまでもなく京都仕法に準拠した戸籍を指している。

(25) 45頁

(26) 辛未戸籍を例にとれば、北崎豊二〔1983〕のように京都仕法に準拠した戸籍を辛未戸籍と定義するのに対し、安達五男〔1988〕は、「明治四年四月の「戸籍法」をうけて四年次に編製された戸籍を明治五年二月以降に編製された「壬申戸籍」に対し「辛未戸籍」と呼称している」と定義する。このように、干支表記には性格の異なる戸籍を括ってしまう危険性がある。壬申戸籍については、呼称における評価が確立していると考えられるので、本論では「明治五年式戸籍」という表現は用いていない。

(27) 明治二年一月、版籍奉還にともなう藩の機構改革が行われた。この際、新たに藩政を総括する施政局(政庁)と、政務を担当する神務、総学、会計、民政、兵制、刑法の六司が設置された。(『鳥取県史料』(前掲))

(28) 『鳥取県史料』(前掲)

(29) 鳥取藩は、五人組が「追々年月を経るに随ひいつとなく

唯名目のみにして何之締合にも不相成」(「諸事控」第二百十冊、鳥取県立博物館蔵)という状況に対して、明治二年三月、八月の二度にわたる通達で引き締めを計っている。

(30) 「公布ニ因テ平民ノ苗字騎馬ヲ許ス」『鳥取県史料』(前掲)

(31) 「贈従一位池田慶徳公御伝記」五、明治二年正月の項(32頁)に次のような記述が見られる。「大山は去冬、寺務は延暦寺支配、民政は当藩支配と定まり、(…)平常山内取締は学頭代戒光院・清光院、経悟院にて申合せ、一人宛本坊に詰切取締をなさしめ(…)」。

(32) 817頁、863頁

(33) 『御政事替触状写』(山陰歴史館蔵) 所収。同帳は前掲浄土宗光西寺・十六世嚴誓が作成したものである。

(34) 近世政治篇 859頁

(35) 鳥取県立博物館蔵

(36) 449頁

(37) 前掲「明治四歳御布告御触出控」

(38) 22頁

(39) 松崎は、米子・倉古・八橋と共に町とされた要所で、明治四(一八七二)年九月二七日に松崎宿と改称された。

(『鳥取県史料』二(前掲))

(40) 同時期に作成された『鳥取県御管内郡村名』を見ると、第五十三区に所属する村は、白石村、野方村、藤津村、宮内村、松崎宿、中興寺村、(…)、長江村(計二三村)の順に列記されている。

(41) 福島正夫〔1965〕 22頁、23頁

(42) 「御告布書類並二触書等写」中に「鳥取県管轄第百一区伯耆国日野郡武庫村百八十三番地所同国同郡根雨宿土族近藤喜八郎所持鉄山同居」として以下列記される。また、名前の下に「脱走致し」と貼り紙された人物が何人か見える。ちなみに、近藤家は、安永年間から大正期まで、日野郡を中心にした製鉄業を営んでいる。

(43) 36頁

(44) 46頁

(45) 88頁

(46) 20頁

(47) 42頁

(48) 21頁

(49) 79頁

(50) 『鳥取市史研究』第22号 2002

(51) 18頁

(52) 61頁